

会計年度任用職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町規則第3号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年海田町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第12号、第13号及び第15号」を「第12号から第14号まで、第16号及び第17号」に改め、同条第2項中「第2号から第5号まで」を「第1号及び第2号」に改める。

別表第1中第14号を削り、第15号を第14号とし、同表に次のように加える。

<p>(15) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(16) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子</p>	<p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度</p>

<p>の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(17) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに別表第2第1号及び第2号において「要介護者」という。）の介護その他の町長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者等（配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして町長が認める者をいう。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者等の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 会計年度任用職員又は配偶者等との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で町長が定めるもの</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(18) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に</p>	<p>必要と認められる期間</p>

伴い必要な検査，入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	
--------------------------------------	--

別表第2中第1号から第3号までを削り，第4号を第1号とし，第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ，第8号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め，同号を第5号とし，第9号を削り，第10号を第6号とし，第11号を第7号とする。

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。